令和5年度 第1回北海道男女平等参画審議会 議事録

日時: 令和5年8月3日(木) 13時30分から15時00分場所: 道民活動センター(かでる2・7) 1060会議室

1 開会

2 議題

- (1) 報告事項
 - ア 困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に関する事項の取扱について
 - イ 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について
 - ウ 北海道男女平等参画推進条例第 18 条及び第 20 条に基づく申出について
- (2) その他
 - ア 北海道男女平等参画チャレンジ賞候補者募集について
 - イ 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」について
- 3 閉会

1 開会

〇 今田女性支援室長 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまから令和5年度第1回北海道男女共同参画審議会を開催いたします。

環境生活部くらし安全局女性支援室長の今田でございます。議事に入りますまでの間、 進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長の佐藤からご挨拶を申し上げます。

○ 佐藤くらし安全局長 皆様お疲れ様でございます。今年の4月には総合政策部におりましたが、6月1日に、こちらの田辺の後任としてくらし安全局長に着任いたしました佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。男女共同参画の状況につきまし ては、本年6月に内閣府が公表いたしました令和5年版「男女共同参画白書」によります と、人生 100 年時代となりまして、私が申し上げるまでもありませんが、その家族の姿も 変化していて、人生が多様化しているという中で、統計の調査結果を見ますと、依然とし て家事育児等の分担は女性に大きく偏っているという現状があるとされる一方で、例えば 統計の数値等を見てもそうなんですが、20代の男性は、家事育児への参加に抵抗感が少 ないという状態が見えまして、特に若い世代が理想とする生き方が大きく変化していま す。今こそ、次代を担う世代が目指す生き方や働き方を実現して、これまでの固定的な性 別役割分担を前提とした考え方から、新たな生活様式や働き方に切り替える時という記載 がございます。一方、道が令和4年度に実施した道民の皆様の意識調査におきましても、 確かに「男性は仕事、女性が家庭」という考え方に同感しないという方々の割合は6割を 超えておりまして、特に若年層では8割にも上っております。また、男性の育児休業取得 率も毎年上昇してきております。従来の性別に基づく役割分担意識には少しずつ変化が見 られます。実際いろいろな数字や市町村の取組などを見ますと、まだまだということはた くさん私どもも感じるところがございますけれども、道といたしまして、こうした情勢の 変化というものを的確に捉えまして、誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて 各般の取組を進めて参りたいと考えております。最後になりますが、現在の委員の皆様こ のメンバーでご議論いただくのは、就任期間としては本日が最後の場というふうに伺って おります。委員の皆様には様々な視点から、忌憚のないご意見、ご議論をお願いいたしま すとともに、引き続き本道におきます男女平等参画社会の実現に向けまして、お力添えを 賜りますようお願い申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。本日はどう ぞよろしくお願いいたします。

- 今田室長 では、議事に先立ちまして、本日の出席状況についてご報告いたします。
 - 本日は委員15名のうち11名のご出席をいただいておりまして、北海道男女平等参画 推進条例第28条第2項に定める定数要件である、委員の2分の1以上の出席をいただい ておりますので、開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。それから、審議 会委員につきまして、2名の方に変更がございます。お1人目でございます。稚内市役所 の佐伯委員が退任され、後任に同じく稚内市役所の野村和博委員にご就任をいただいてお ります。野村委員、よろしくお願いいたします。
- **〇 野村委員** どうぞよろしくお願いいたします。
- 今田室長 お2人目北海道中学校校長会の吉本委員が退任され、同じく、北海道中学校校長会高橋正幸委員にご就任いただいております。本日、高橋委員がご欠席でございますが、この場で報告をさせていただきます。

新しく委員就任された方には、辞令書を置かせていただいております。なお委員の任期につきましては、条例第26条によりまして、前任者の残任期間とするとされておりますので、他の委員の皆様と同様に、令和5年10月27日までとなりますので、申し上げま

す。新たにご就任いただきました皆様、よろしくお願い申し上げます。

また本日は、男女平等参画を推進するため道庁内に設置しております「北海道男女共同 参画推進連絡会議」の担当職員も出席しておりますので、よろしくお願いいたします。 続きまして配布資料の確認をさせていただきます。

- 小牧係長 女性支援室男女平等参画係の小牧と申します。どうぞよろしくお願いいたします。お手元の資料のご確認をお願いいたします。まず、次第、名簿、配席図と続きまして、次に会議資料の資料 1 から資料5までございます。不足や落丁などありましたら、お手をあげてお声がけください。どうぞよろしくお願いいたします。
- 今田室長 資料はおそろいでございますでしょうか。それでは、ここからの進行は岡田 会長にお願いいたします。
- **岡田会長** はい。それでは、議題の説明、報告事項に入ります。困難女性支援法及び配 偶者暴力防止法に関する事項の取扱について、女性支援室から説明をお願いします。

2 議題

(1)説明·報告事項

ア 困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に関する事項の取扱について

○ 小林主幹 資料1に基づきましてご説明します。困難女性支援及び配偶者暴力防止法に関する事項の取扱いについて、国の動きとしましては、令和5年4月に、こども家庭庁が発足し、結婚、出産、子育て期を通じた総合的な施策展開の充実を図ることとされており、道としましては、国の動きを受けまして、令和5年6月に保健福祉部内に「子ども応援社会推進監」を新設するとともに、「こども未来推進局」を「子ども政策局」に、「子ども子育て支援課」を「子ども政策企画課」及び「子ども家庭支援課」とする1局2課に機構改正をいたしました。

あわせまして、当部所管の困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に関する業務を保健福祉部に移管いたしました。組織改正の機構については、資料のとおりとなっております。

移管業務の審議についてでございますが、今般の機構改正に伴いまして、困難な問題を 抱える女性の支援及びこれまで当審議会において審議を行ってきました配偶者暴力被害者 への支援につきましては、今後、保健福祉部所管の「北海道子どもの未来づくり審議会」 において審議される予定でございます。以上でございます。

〇 岡田会長 ただいまの説明に関しましてご質問等ありますでしょうか。ご質問がないようですので、次の報告に参ります。

第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況についてです。本日は、令和4年度実施 事業及び令和5年度実施予定の事業について、女性支援室から説明をお願いします。

イ 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

○ 小牧係長 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況についてご説明いたします。 お手元に資料の2をご用意ください。北海道では、男女平等参画社会の実現に向けた施策 を総合的、計画的に推進することを目的として、北海道男女平等参画基本計画を策定して おります。現在の3次計画の計画期間は平成30年から概ね10年間とし、施策の方向に 基づく事業イメージをあらわした「具体的な取組」につきましては、5年間としておりま す。昨年度はこの審議会において、委員の皆様方にご審議いただいた上で、具体的な取組 の見直しを行ったところです。道の関係部局では、この計画に基づき、男女平等参画の実 現に向けて様々な事業に取り組んでおり、これをまとめたものが、お手元の資料2になり ます。計画の大きな目標が3つありまして、目標の1「男女平等参画の実現に向けた意識 の変革」こちらについての取り組みをまとめたものが、1ページから2ページ。目標の2 「男女がともに活躍できる環境づくり」が3ページから8ページ、目標の3「安心して暮らせる社会の実現」、こちらが9ページから13ページにまとめてございます。目標の達成に向けた施策の方向に沿って、具体的な取り組みと事業の概要等について各部局における令和4年度の取組実績。それと、今年度の取組予定をまとめております。決算額と予算額に数字が入っていない項目はゼロ予算で取り組んでいる事業になります。以上でございます。

○ 岡田会長 この議題につきましては、事前に質問が2つほど出ております。その質問をまず紹介したいと思います。

1つ目が、1ページの、通し番号の8になります。北海道青少年健全育成条例の遵守等に関わって、2022年度の取り組み実績立ち入り調査の件数が1,878件とあります。この立ち入り調査の理由について概略概要を教えていただきたいという質問です。この質問の趣旨としましては、10数年前に、全国の公共施設でジェンダー関連図書が撤去されたということがありました。ジェンダー関連図書、或いは性教育の関連図書が公共施設に置かれることに対して、市民から苦情の申し立てがあって調査が行われる、そういったことがあったということで、これが、北海道の条例でいう青少年の健全育成を害する恐れのある図書に該当する可能性があるということで、頒布閲覧が制限されたりしていないか。その点、一抹の不安がありますということで、このような質問が出たということです。では、お願いいたします。

- 保健福祉部 保健福祉部でございます。ご質問にお答えいたします。まず、北海道青少年健全育成条例では、青少年の健全な育成を阻害し、又はその非行を助長するおそれのある社会環境の浄化を促進することなどを基本方針として、各種規制を行っておりまして、立入調査は、これら規制に係る行政庁の指導監督を目的として行ってございます。この調査の対象は、書店やカラオケボックス、携帯電話販売店などとなりまして、書店につきましては、有害図書が他の図書類と区分して陳列されているかどうかなどにつきまして調査を行ってございます。有害図書の指定につきましては、「全裸などでの卑猥な姿態または性交等を撮影した写真や図書が一定のページ数を占めるもの」のほか、「知事が青少年の健全育成を害するおそれがあると認め、個別に指定するもの」などが対象となりますが、内容を総合的に勘案して指定をしてございまして、今回で言うジェンダー関連図書、或いは性教育関連図書であるからといって、頒布・閲覧等が制限されるということはございません。以上でございます。
- **岡田会長** ありがとうございます。事前質問の2点目です。資料2の5ページの通し番号71番です。関係団体等による各種企業支援の取組の促進に関わって、創業等に関する情報共有等の連携の場を設ける2023年度の取組予定が6地域となっておりますが、2020年度の取り組み実績11地域から半減しています。これはなぜでしょうかというご質問です。お願いいたします。
- 経済部 経済部からご質問について回答させていただきます。記載表現にわかりにくいところがあって大変恐縮なんですけれども、この地域企業サポートネットワークというものは、6圏域で設置開催するというものになっていまして、昨年度はこのネットワーク自体のほかに、他の会議とも同時に開催することができたので、6圏域11地域で開催することができたということになっております。今年度につきましても、例年同様6圏域で開催する方針は変わりませんが、昨年と同様に他の機会も捉えて情報発信できるようにしていきたいと担当課から回答を得ているところでございます。以上です。
- **〇 岡田会長** ありがとうございます。以上が事前質問に対するご回答でした。この議題に 関連しまして他に質問等はありますでしょうか。繁富委員、お願いします。
- 繁富委員 私は日々活動の中で、日本のジェンダーギャップ指数が今年 146 ヶ国中の 125

位と最下位だったことですとか、北海道のジェンダーギャップ指数が都道府県で最下位というところで、北海道は女性が活躍しにくい地域という状況が続いていることに危機感を持っています。ここでお聞きしたいんですけれども、女性支援室のお考えで、北海道のジェンダーギャップ指数が最下位になっている要因と、女性支援室でそれを事業でどのように解決改善されることを目的とされているのか、その成果について教えていただきたいと思います。すべての事業で教えていただくのは難しいと思いますので、女性支援室が特に力を入れている事業について、ご説明いただけたらと思うんですが、よろしいでしょうか。

- 佐藤局長 くらし安全局長の佐藤でございます。事前に質問をいただいておりませんの で、今資料が手元に完全な状態ではなくて、認識の中で回答させていただきますが、ジェ ンダーギャップ指数都道府県版ですね、言い方が正当ではないかもしれないのですが、民 間の大学におかれまして、公の統計数値ではありますが、一部の統計数値を任意におとり になって、それを取りまとめて公表しているものだというふうに我々は認識しております。 その統計としてベースで使っているものは公の統計値ですので、数字の誤りがあるという ことではなくて、それをどういうふうに分析するかということは、道では行っておりませ ん。民間の方々がまとめた統計値の公表値であるというところで、客観的には見ておりま すが、分析というのはしておりません。一方で、皆様よくご承知のとおりのジェンダーギ ャップ指数、他国と比べるですとか他府県と比べ、ということではなくて、客観的な統計 上の数値として見た時に、いろいろなもので道内の女性の、例えば、公務員の管理職員の 進出度合いですとか、民間企業における幹部職員の皆様の任用の状況ですとかを見まして も、まだまだという状況であるのは、先ほどご挨拶でも申し上げた通りでございまして、 私どもの方からは、例えば今月ですが、女性活躍に関するセミナーを少しオンラインも使 って開催させていただいて、どうして女性の活躍が必要かという意義を、多様性がとても 大事だということを、セミナーに企業様にもご参画いただけるような形でPRをさせてい ただいたり、或いは、予算事業ではないんですが、まだ取組がなかなか進まないなと客観 的に数字でわかる自治体に赴きまして、私どもの方から直接、自治体の上の方にお取り組 みを進めていただきたいという話を、実はしております。今年もこれからさせていただく 予定になっております。なかなか具体的に地域の皆様の分析ではないんですが、アンコン シャスバイアスというものは拭えないものがあるなと、首長さんたちとお話しますと如実 に感じるところはございます。それは自治体としても、首長さんとしてもわかってはいる けれども、僕らだけではなかなか進まないんだよという話もされておりますので、やはり 道の女性支援室としては行政だけではなくて、官民一緒に進んでいかないと、地域もなか なかうまく変わっていかないというところを改めて認識した上で、どこかの分野だけでと いうこともなく、或いは、出る杭が打たれることのないように、地域のお話を進めていく 中で、少しこういうところに取り入れていきませんか、制度的なもので言えば、計画、条 例を新たに作ることが苦しければ、総合計画の見直しのときに、言葉を入れていって欲し い、首長から発信してきて欲しいという話は、以前よりはかなり強くさせていただいてお ります。なかなか目に見える形で正解がなくて、残念ながら恥ずかしい状況ではございま すが、この取組は、今年も引き続き頑張って進めていきたいと思っております。以上でご ざいます。
- 今田室長 少々補足いたします。今、局長の方から、その地域に入ってアンコンシャスバイアスを解消するためのお話をさせていただくということをお話させていただきました。今年に関しても地域展開ということで、地域の女性が取り組んでみたいと思うことを、形にする、起業をするということのお手伝いをする、きっかけを作るイベントを行っております。繁富委員にも大変お世話になっております。そういったことも、今後考えていきた

いと考えておりますので、ご紹介をさせていただきました。以上でございます。

- **〇 岡田会長** どうもありがとうございました。その他にご質問ありますでしょうか。
- 桑原副会長 事前に質問を提出していなくて恐縮なのですが、以前から私どもの団体から申し上げている点なんですけれど、北海道の若い女性が道外に転出される方が非常に多いということです。このことに対する問題意識と、また、改善に向けた取組について、お考えになっていることがあるのであれば、教えていただきたいと思います。
- 佐藤局長 くらし安全局長の佐藤でございます。非常に大きなご質問を今いただいたと 思っておりまして、なかなか分析申し上げるのは、現実的に、この審議会で正式な回答と して申し上げるのは非常に厳しいのかなと実感として感じております。もし事前にいただ いておりましたら、各部に振りまして、統計値が実際どうなっているのかということも踏 まえた上で、かつおそらく、人口減少対策としても、逆に男性の方が道から出て行ってい るという傾向があるというところで、それをどういうふうに捉まえているかという話が出 てきたこともございまして、具体的に言うと、理系の就職口がないというところで、道外 に出て行っているというお話は分析として持っておりました。女性が道外に出て行ってい るということでございますと、恐縮でございますが今この場で、それを確認できる私ども の方にバックデータが今、如実なものがございませんので、恐縮でございますが、少しこ ちらで確認をさせていただいて、ご説明する機会を改めて、この場でないとしましたら次 の会議の場面、或いは違うところでですね、少しまとめまして報告させていただけるよう にさせていただきます。もしかしたら、就職の関係、或いは大学進学の関係なども含めて ですね、どの世代が出て行っているのかというところの動態で追えれば、すいません、今 私どもから説明できなくて恐縮でございますが、何らかの形でご報告できるようにさせて いただきます。以上でございます。
- 桑原副会長 事前に質問していなくて申し訳ないんですが。ただ、道庁さんの方では、 その分析を相当詳しくやられていることは、私たち承知しておりますので、改めて確認し ていただければと思います。以上です。
- **〇 岡田会長** また改めてということですね。そのほかにご質問ありますでしょうか。斎藤 委員、お願いします。
- 齋藤委員 すいません、委員の斎藤です。事前に質問するのをすっかり失念していたん ですけれど、ちょっと現役世代の声として聞いていただきたいなというところがあって、 私、実は子供今1歳7ヶ月で、今年の4月からようやく保育園に入所できて、4月から復 帰しているんですけれども、5ページの通し番号 67番、認定子供園 157ヶ所、これ全道の ことだと思うんですけれど、実感として、既存の保育園が、認定子供園に移行しているっ ていうケースがすごく多くてですね、保育園の施設数自体があまり増えておらず、かなり 待機児童になりかけてきたというところがありますので、整備に対する助成という記載が ありますので、できれば新設の方向でもたくさん取組を続けていただきたいなと考えてお ります。おそらく、私は本当に運がよく欠員が出たので、2次募集からも実は落ちていて、 2次募集以降に欠員が出たので、何とか入れますよとご連絡をいただいたんですけれども、 そうじゃなくて本当に2次募集も落ちて、次の年度の募集にまた申し込まなきゃいけない お母さん方はたくさんいらっしゃると思いますから、施設数自体を、とにかく母数を増や していただきたいなと思っているんですけれど、これは、例えば令和6年度とか7年度と か、どんと増えるわけではないとは思うんですけれど、増やしていただきたいなと、質問 じゃないですけど、よければご検討いただきたいなという次第でした。よろしくお願いし ます。
- **〇 佐藤局長** くらし安全局から所管の保健福祉部に、ご要望としてお伝えさせていただきます。ありがとうございます。

- 岡田会長 ありがとうございます。そのほかにご質問、ご要望おありでしょうか。
- 山崎委員 先ほどの繁富さんのご質問とちょっと重なるんですけども私も、ジェンダーギャップ指数 47 位っていうのを知って愕然としたんですね、北海道。前からこの審議会に出ていて、女性の働き方、まだその育児家事に負担している時間というのが女性が圧倒的に多い。それは北海道は 47 都道府県の中でもやっぱりそれが顕著だっていうことがあって、まず、道庁から育児、男性の育児休暇をきちんと取らせるとか、女性の管理職の登用を何かを研修するとかそういう形ではなくて、もっと何%女性を管理職にするんだっていうふうに決めてしまって、それで、北海道が、全体の見本を見せる。そういったことから、全道に、いろんな市町村に働きかけるという、そういった姿勢を見せてもらえるといいのかなと思うんですよね。これ育児休暇の取得率の低さっていうのはもうずっとずっと言われていて、ずっと変わってないっていうのは、もう何かドラスティックな対応しなきゃいけないんじゃないかっていうふうに、思っているので、その辺をちょっとこれは知事に言うお話なんかもしれないんですけれども、と考えていただけたらなって思っています。
- 今田室長 道では、特定事業主行動計画を作ってございまして、男性育休の取得の目標や、女性の管理職登用の目標、そういったことが計画に定められておりまして、毎年その実績も公表をさせていただいております。なかなか思ったように進まないところもございますけれども、少しずつではありますが、私ども道として頑張って取り組んでおりますので、これを皆さんにご覧いただいて、ぜひ全道の動きに繋がっていけばいいかなと思っております。引き続き、取り組んでまいります。よろしくお願いします。
- 佐藤局長 ご意見、ご質問ありがとうございます。私どもの発信力の弱さかなというふうに、今、痛感しておりました。役所として、目標数値を持っているんですが、昨日か今日も所管部署から電子メールがきていましたが、男性職員で育児休業を取ろうとしている職員に対しては管理職としてしっかりアプローチをしようということを、現に庁内ではかなり厳しく入ってきていて、ただご指摘のとおり、或いは、今田の説明のとおり、現実的に取っている男性職員は昔より増えましたよね。我々の肌感覚として、間違いなく昔よりは増えてますよね、周りで見ていても。休むのかと、皆思っていると思うんですが、日数が例えば5日とか、単位が相変わらず日単位だったりします。短い。それから、多分勇気がいるという状態だと思います、まだまだ。ですから、ご指摘のとおり、我々、計画を持って進めてはいても、それが外から見て、やっているとまだ見えない状態と認識されているということだ改めて感じておりますので、私どもの発信力をもっと強めて、やっている、そして、やっていこうということをもっと言っていけるように、引き続き人事課等になりますが、私どもが統括になりますので、一緒に進めていきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。
- 山崎委員 勇気を持って言わないと申請できないということでは困ると思うので、きちんと制度として、「とらなきゃいけない」というようなことに変わっていけばいいのかなと思いました。
- 岡田会長 その他、ご意見ご質問ありますでしょうか。
- 小森委員 私も事前の質問に間に合わず大変恐縮ですけれども、一つだけ教えていただきたいところがあります。資料2のですね、3ページ目の左端に書かれている連番の35番目と36番目。それから、4ページ目の一番上の39番ですか。こちらの方ではですね、女性のキャリア形成に関する意識の向上のための各種取組ですとか研修会を予定しており、令和4年度の決算額に比べて、令和5年度はいずれも予算が拡大しているような状況になっております。こういった支援ですとか活動っていうのは重要だなということは私も認識しているんですが、特にどのようなことについて、拡充させようとしているのか、何か特徴的なことがあれば、可能な範囲で、どのような取組、研修会の内容だとか、やろうとして

いるのか、教えていただけたらなと思っております。他部局の取組ですので、なかなかお答えできない部分もあるかと思いますので、ものによっては後日でも構いませんので、よろしくお願いいたします。

- 〇 総務部人事課 人事課の竹村と申します。委員ご質問の35番に関連して、女性活躍推 進に関する道の取組についてご説明させていただければと思います。道では女性職員の活 躍に向けた総合支援として平成27年に女性職員支援室を設置し、その中で女性職員から の仕事と家庭の両立や将来のキャリア等の相談にワンストップで対応しております。また、 振興局や出先機関がありますので、毎年、我々人事課職員が訪問し、育児休業を取得中の 職員や復職した職員を対象に意見交換を実施しています。また、女性職員のキャリア形成 や家庭、仕事を両立できるように、先輩女性職員に相談できる「メンター制度」を運用し ております。職員それぞれのニーズに応じてメンターの方を紹介し、個別の相談に応じて います。また、女性職員の登用に関する取組としては、道職員同士での結婚する職員も多 数おりますので、女性職員が転居を伴う異動を行う場合、全道各地14の振興局もござい ますので、育児や介護の状況等を考慮して配偶者と一緒に異動できるように配慮もしてお ります。最後に職員研修の関係で申し上げますと、「女性職員のためのキャリアデザイン 研修」ということで、それぞれステージを設けておりまして、若い10代20代向けの「若手 の未来創造コース」、中堅 30 代をターゲットにした「キャリアップコース」、係長向けの 「リーダーシップ育成コース」、管理職員向けの「エンカレッジコース」ということで、 それぞれその階層ごとに効果がでるよう職員研修についても、毎年充実を図っているとこ ろです。以上です。
- 警察本部警務課 警察本部警務課の酒井と申します。36番と37番のご質問について、お答えをいたします。予算、令和4年度から令和5年度にかけて大幅に増やしておりますが、これは研修会をリモートで開催していたのを集合形式に変えたことによる旅費によるものとなります。リモートによって行う場合においても、一定程度の効果は期待されるんですが、敢えて集合教養に戻したのは、警察では、各警察署、特に小規模の警察署、興部ですとか木古内ですとか、あまり大きくない警察署について女性職員の配置が2人ないし3人と、非常に少なくなっております。集合形式で、そういった小規模警察署の女性職員を集めることによって、そこで良好な関係が築かれて、今後いろいろ業務を行うにあたっての質問もしやすいと。そういった効果も期待できますので、リモートよりも集合の方が、いろいろと良いのかなということで、このような形に変えております。以上です。
- 岡田会長 ありがとうございます。小笠原委員、お願いします。
- 小笠原委員 私は、男女共同参画の実現のためには、道民一人一人のジェンダーバイアスを解消していくことが必要なんだろうと思っています。ジェンダーバイアスは、一朝一夕でその人の中に形成されるものなのかというと多分そうではなくて、小さい頃、子供の頃からですね、お父さんは会社に行って、お母さんは家で家事と育児をしているみたいな、そういう身近な自分の経験などから、少しずつジェンダーの感覚を作っていって、大人になって確固たるジェンダー感を築き上げていくんじゃないかなというふうに感じています。なので、先ほど佐藤局長からも、20代の若い男性は、家事育児に参加することに抵抗感が少ないという話もあったんですけれども、多分若い方々は小さい頃から、あまりバイアスの強くない感覚というか、そういう点に触れてきた機会が多かったので、自分も家事育児に参加することに抵抗がないというような価値感を形成されてるんじゃないかなと考えていたところでした。なので、子供に対しても、ジェンダーバイアスというものがあって、あなたの考えはどうですかということを、明確に考えていてもらう機会を持ってもらうことが必要なんじゃないかなと思っています。札幌弁護士会では、学校に対して出前授業をやっていまして、ジェンダーについて考えてもらう機会になるような授業を提供していま

す。ぜひ北海道にも、そういう活動を子供に対しても取り組んできていただきたいなと思いました。資料に記載されているいろんな施策を見せていただいた中で、子供たちに対してですね、ジェンダーに関して考えてもらうような取組をされているかなっていうのが、ざっと見た限り見つけられませんでした。例えば9ページの通し番号 125 番は、性犯罪やデートDVの防止のための子供たちに対する指導も行われていると。これは大変大切なことだと思うんですが、ジェンダーに関しても、意識形成について触れるような取組みがなされているのかなと思ったので、今おわかりのところだけで構いませんので、教えていただければと思いました。以上です。

- 佐藤局長 くらし安全局でございます。すみません、こちらの話でございますが、教育職員も代打で来ている状況でございますので、バックデータ等確認ないままの参加でございまして、もっとお調べして回答させていただきますが、私どもの経験上把握している分野では、直接の現場の取り扱いとして、どこまでのものを本庁である教育庁の方から、まず男女均等に教育を受けるというところは、ほぼ現実的に達成されてるはずでございますが、そこから先の成長に向かって認識して欲しい、ジェンダーの平等ということが考え方としてあるんだよという取組を、どのようにおろしてるかということを少しこちらでも確認させていただきまして、先ほどの副会長の答えと一緒に、どこまで回答できるか、少し難しいのかなと肌感覚ではございますが、調べまして、また回答させていただきます。
- 小笠原委員 はい。事前に質問しておらずすみませんでした。ぜひ そういう取組もやっていただけたらなと思いますので、要望も含めてお願いいたします。以上です。
- **〇 岡田会長** はい、ありがとうございました。そのほかにいかがでしょうか。それでは、 たくさんのご意見ご質問ありがとうございました。

続きまして説明、報告事項の北海道男女平等参画推進条例第18及び第20条に基づく 道民等からの申し出について、女性支援室からご説明をお願いします。

ウ 北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく道民等からの申出について

女性支援室髙橋と申します。よろしくお願いいたします。資料3-1、並びに資料3-2に つきまして説明をさせていただきます。まず、資料 3-1 をご覧いただきたいと思います。 こちらにつきましては、条例第18条の、知事への申し出についての状況でございます。 条例第18条に基づく知事への申し出件数は令和4年度436件という結果でございまして、 前年度に比べまして74件、減少をしております。裏面をご覧いただきたいと思います。 申出内容別の受付件数でございます。まず、男女平等参画を阻害すると認められるものが 373 件で全体の86%というふうになっております。次に申出内容のコード別の受付件数で ございます。この件数の中の「3家庭」の34番、夫・パートナーからの暴力いわゆるD Vでございまして、こちらの申出件数が341件と最も多くなっておりまして、全体の約 8割を占めております。近年では、大体同水準で推移をしているところでございます。道 民等からの申出につきましては、平成13年度から、環境生活部道民生活課及び道内の1 4の振興局で受付を開始しておりまして、平成14年度からは配偶者暴力防止法に基づき ます、配偶者暴力相談支援センターの機能もあわせ持つことになりましたので、夫・パー トナーからの暴力の申出件数が多くなっているという状況にございます。続きまして、資 料 3-2 でございます。こちらは北海道男女平等参画苦情処理委員令和4年度活動状況報告 書となります。この報告書は令和4年4月から、令和5年3月までの間における苦情処理 委員の活動につきまして、知事への報告として、苦情処理委員から提出があったものでご ざいます。2ページ目及び3ページ目は、苦情処理委員の活動状況の報告となっておりま すが、令和4年度、直接苦情処理委員への苦情の申出というのはございませんでした。苦 情処理委員につきましては、先ほどご報告申し上げました、道で受け付けております申出 の内容につきまして、毎月ご報告を申し上げ、道の対応状況につきまして、ご助言をいただいているところでございます。 4ページ以降は、平成13年度以降におきます、苦情処理に対する申出受付状況に関する資料となってございます。資料3-1、並びに3-2につきましては以上でございます。

- 岡田会長 ただいまの説明に関してご質問等ありますでしょうか。
- 山崎委員 資料 3-1 の裏面の通し番号 3 4番のパートナーからの暴力の相談件数がほとんどだっていうことなんですけども。今度からDV防止法関連は、保健福祉部の方に移りますよね。そうすると、配暴センターの機能も保健福祉部の方に移行して、来年からこの欄はなくなるっていうことなんでしょうか。
- 高橋主任 お答え申し上げます。こちらの条例に基づきます申出につきましては、今後 も、件数としまして保健福祉部の方からご提供いただくということになっておりますので、 引き続き34番とパートナーからの暴力につきましては、件数として集約をさせていただ きます。以上でございます。
- **〇 岡田会長** ありがとうございます。他にご質問はありますでしょうか。
- 小田委員 小田でございます。私にはちょっと理解が足りないかもしれませんが、この、申し出はこれだけの件数になっていて苦情は0っていうのは具体的にどういうことなんでしょうか。
- 高橋主任 苦情処理委員への苦情の申出につきましては、具体的に道の施策に対して、 男女平等参画が阻害されていると認められるものに関してでございまして、申出者の方個 人について、例えばDVを受けて、どのようにしたらいいんだろうかと、そういったよう なお問い合わせは知事への申し出ということで、3-1 で処理をさせていただいておりまして、 道の施策が、男女平等になっていないとか、そういった実際の施策に対しての苦情として 受け付けるものが、3-2 でご報告を申し上げたところでございます。以上でございます。
- 小田委員 お答えありがとうございます。女性進出っていうのは数字を見ますと上がっていないっていうのが先ほどいろいろお話が出ましたけれども、それで、その現実に対して、そういう苦情が、政策に対しては上がっていないっていう理解でよろしいんでしょうか。女性進出が阻害されているという苦情、道の施策が女性進出を阻害している部分があるのではないかっていう苦情はないということですか。
- 高橋主任 直接、苦情処理委員への申し入れという形ではございませんけれども、平成 13年から比べますと、様々な機関で相談を受け付けているという状況もございますので、 直接的に道の男女平等参画苦情処理委員への申し出としては、苦情としてはなかったとい うような結果でございます。
- **〇 小田委員** はい。わかりました。ありがとうございます。
- 岡田会長 その他ございますでしょうか。では、説明・報告事項を終えたいと思います。「(2)その他」に移ります。その他の「ア 北海道男女平等参画チャレンジ賞」について、女性支援室から説明をお願いします。

(2) その他

ア 北海道男女平等参画チャレンジ賞候補者募集について

〇 中川主任 女性支援室です。同資料 4-1 をご覧ください。北海道男女平等参画チャレンジ賞は、社会のあらゆる分野で個性と能力を生かしてチャレンジしている個人や団体等を表彰し、男女平等参画づくりに貢献する身近なモデルを広く示すことで、同じように活躍する方を増やし、社会気運を高めるため、平成 16 年から実施しているものです。この賞に係る選考は、資料 4-1 北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱にあるとおり、「北海道男女平等参画審議会の専門部会」で行うこととしています。資料 4-2 をご覧くださ

い。チャレンジ賞募集の案内となっております。すでに募集は開始しており、10月4日まで募集しています。自薦他薦問わず推薦を受けており、個人、団体、企業等、どなたでも応募可能です。今後広く周知を行って参りますので、委員の皆さまにおかれましても広く周知、また、本賞として表彰するにふさわしい方がいらっしゃいましたら、ご推薦について、ぜひご協力をお願いいたします。資料 4-3 につきましては、昨年の受賞者の紹介と、これまでの受賞者一覧になりますので、ご参考になさってください。以上です。

○ 岡田会長 ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、ご質問等ありますでしょうか。ご質問がないようでしたら、次に参りたいと思います。「その他」のイの方です。「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」につきまして、女性支援室から説明をお願いします。

イ 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」等について

- 小牧係長 資料5をご覧ください。性犯罪の規定を見直す刑法の改正について、資料5 の方でご紹介しております。法律の専門家の先生もいらっしゃるところで大変恐縮でござ いますので、ごくごくかいつまんで主なポイントのみご説明させていただきます。まず、 従来の「強制性交等罪」「強制わいせつ罪」は「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」 に名称を変え、処罰要件等が規定されました。「同意しない意思を形成する」「表明する」 「全うすること」が難しい状態、具体的には①~⑧のような状態での性交等やわいせつな 行為は、「強制性交等罪」「強制わいせつ罪」です。2点目としまして、いわゆる性交同 意年齢が13歳から16歳に引き上げとなり、16歳未満との性的行為は違法となります。 ただし、同世代間の行為については罪に問わない趣旨で、13歳以上16歳未満について は、5歳以上年長である相手が処罰対象となります。以下、2ページ以降、新設の面会要 求等罪ですとか、性的姿態等撮影罪等について説明がされております、こちら法務省の資 料ですので、ご提供させていただきます。北海道では、性暴力被害者支援センター北海道 (通称さくらこ)を設置して性暴力に関する相談を受け付けており、専門知識を有する相 談員が弁護士やカウンセラーなどと連携しながら、被害者の方を支援しているところです。 8月には、道内の若者を対象に、さくらこを周知するWeb広告を展開するなど、啓発に 取り組んでおります。以上です。
- **〇 岡田会長** ただいまの説明に関しまして、ご質問ありますでしょうか。特にご質問がないようであれば、議題については以上になります。

今回の審議会は第11期委員による最後の審議会になります。せっかくの機会ですので、 それぞれの委員の皆様から、ご感想など、一言でもいいので、お聞かせいただければと思 います。

- 桑原副会長 今回、副会長を仰せつかっておりました、北海道経済連合会から来ています桑原と申します。私、結構この審議会の委員を長い期間やらせていただいていたんですけども、私の団体も女性活躍推進ということで非常に力を入れている中で、このようにいろいろな情報、それから皆さんのご意見で勉強させていただく機会をいただいて、非常に感謝しております。引き続き、この審議会が発展していくことを祈っております。以上であります。
- 石田委員 芽室町役場の政策推進課長の石田と申します。芽室町では、平成16年に男女共同参画の条例を制定し、計画も作っておりまして、比較的早くに取り組んだ市町村なのかなと思っております。ただ、やはりその成果指標であったり、その評価というのは大変難しくて、今回の2年間の審議会というのは大変勉強になりました。本当にありがとうございます。先ほど資料2でいろいろ議論がありましたけれども、各種の啓発っていうのは、やっぱり北海道さんがやることが、一番効果的なのかなと思っているんですけれども、

個別の事業というのは、私が言ってよろしいかということなんですけど、多分、北海道さんではなかなか難しいんだと思うんです。それはおそらく各市町村が頑張っていかないと、個別の事業の積み上げの成果指標というのが上がっていかないのかなと思っておりますので、引き続き芽室町としても頑張っていきたいなと思っております。ありがとうございました。

- 小笠原委員 弁護士の小笠原です。 私は札幌弁護士会の性の平等と多様性に関する委員会に所属しておりまして、また、日本弁護士連合会の両性の平等に関する委員会の委員でもあります。ただ弁護士というのは、結構個別の、何か問題が起きたときに相談に乗ったりということが業務の多くを占めている中で、このように道の施策を考えていく形で参加させていただくのは、すごく新鮮な体験でした。またいろいろ、様々な分野の方々のご意見をお聞きすることもできて、非常に勉強になりました。どうもありがとうございました。
- 小田委員 小田と申します。私は公募で入らせていただきました。私自身はアメリカにかなり長く住んでおりまして日本に戻ってきてまだそんなに経っていないんですけれども、たまたま北海道に関わるNPO団体がロサンゼルスにもございまして、そこで今も事務局をしております。そこでたまたま道庁に呼ばれまして大きなイベントに参加させていただきました時に、3千人以上の町長さんとか村長さんとか皆さんお集まりという時に、あまりにも男性が圧倒的に多くて本当に驚きまして。今回戻ってきましてこういう何か、文字を見ました時に、皆様と一緒に何かこう女性として進むことに関わることができたらいいなという気持ちで参加させていただきました。道の方々もすごく努力されているということで、今後も外側からですけれども応援していきたいと思います。ありがとうございました。
- 小森委員 帯広にございます株式会社ズコーシャの小森と申します。私は、道内の一企業の立場で、この審議会に参加させていただいているわけですけれども、この場で、北海道における様々な社会的な状況ですとか、行政等を学ばせていただいて、それに基づいた企業の経営それから様々な取組を進めるにあたって、非常に勉強になったなあと思っております。弊社の方は2017年から、両立支援制度ですとか、女性活躍促進に関わる取組をいろいろ活発にやるようになりまして、やはり、結婚、出産、育児、介護等の様々なライフステージを通じて、多様な人材が、その個性ですとか、能力を十分に発揮できるようにしていくことが、やはり我々企業ですとか、地域社会の持続的発展に繋がると信じておりますので、今後も、微力ながら、貢献できたらなあと考えております。大変お世話になりましてありがとうございました。
- 齋藤委員 公募でご縁があって来ました齋藤です。私自身が任期中に、妊娠、出産、職場も育休でお休みして、今、復帰しているっていう男女共同参画社会の本当に真っ只中にいるような状況でして。いろいろ資料も見て当事者の声っていう形でいろいろとお話ができていたのかしらと思っていますけれど、本当にわからないことだらけで、いろいろご迷惑お掛けしたと思うんですけれども、他にも私以外にもいろんな現場の声といいますか、、これからも聞いていただけたらなと思いますので、引き続き、男女平等参画社会、頑張っていただければなと思います。よろしくお願いします。
- 繁富委員 公募で任用していただきました重富です。私は 2015 年から女性の社会参画をテーマに活動してきまして、結論から言いますと、私のやっているような活動ですとか、女性支援室で行っているような事業化もなくなるような、北海道は女性が、女性を支援がいらないような土地に、1日も早くなって欲しいなというのがいつも活動していて感じているところです。2年間ですね、私の周りにいる人間にも、北海道の女性の社会参画について、新たにこの2年間でいろいろ聞く機会があったんですけれども、やはり広報啓発の部分ですね、ちょっと力を入れていただくと、北海道がもっと女性の事業しているよとい

- うところが伝わってくるかなと思いますので、今後もどうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。
- 野村委員 稚内市でございます。本日初めてで最後の挨拶をするという話でございますが、令和3年の10月から、稚内市職員という形で入らせていただきまして、私も含めて3名、異動で変わってきておりますが、委員の皆様には大変いろいろなお話を聞かせていただきましてありがとうございます。それと、事務局の方、道庁の皆さんには、変わるたびにいろいろな事務手続きをさせてしまって申し訳なく思っております。先ほど芽室町の方も言われておりましたが、稚内市も条例を持っておりまして、ちょうど今年度が、次期計画に向けた実行計画の改定の年という時期を迎えております。今までの委員がそれぞれお話を聞いてきて、残してくれていったものもございますので、様々、北海道さんの取組、道内の他自治体の取組を参考にしながら、実行計画を新たに改定していきたいと思っておりますので、また今後とも引き続きよろしくお願いいたします。
- 山崎委員 北海道シェルターネットワークの事務局長をしております山崎と申します。 私は、札幌の「NPO法人女のスペース・おん」というところで代表をしているんですけれども、1993 年から女性の人権ネットワークとして、スペース・おんは活動させていただいております。北海道は、ジェンダーギャップ指数は47位ではあるんですけども、DVの施策については、全国を牽引するぐらい政策としては素晴らしいものを持っていて、私たちの活動が、官民協働でものすごくスムーズにできたっていうのは、ここの女性支援室があったからだと思っています。なので、今度、DV防止法に関しては、部局が変わりますけれども、また引き続き、道の職員の皆様と力を合わせてやっていきたいなって思っています。そして、男女平等参画っていう言葉を使っている自治体がどんどん減っている中で、北海道が「男女平等」なんですよね、「共同」ではなくて、これってものすごく大事なことなので、これからも、この「平等参画」っていう言葉を第一にしていただきたいというふうに思っています。ありがとうございました
- 山宮委員 人権擁護委員をしています山宮と申します。札連の男女共同参画委員をさせ ていただいています。こちらの審議会も、今回2期目を終わるというところで参加させて いただいていました。普段は、デートDV講座等を主にやっていて、暴力の連鎖をなくそ うという活動をしております。そんな中で、道とも連携をとらせていただいたことで、 「さくらこ」の資料等も、いつも提供していただいて、講座の中でも、必ず「さくらこ」 の情報を提供させていただいております。生徒さんからいただいたアンケートなどには、 やはり暴力を受けた時の相談先について、知れてよかったということが、本当によく書か れていますので、その活動は続けていきたいと思っております。前回も参加させていただ いていたんですが、今回は民間の公募で参加されている方に、とても若い方もいらっしゃ って、子育て世代のお声もすごく聞かせていただいて、納得するところがたくさんあるな ということを肌で感じさせていただきました。特に先ほどのジェンダーのお話だったんで すけれども、孫が幼稚園児で、話を聞くと、女の子の色でしょってピンクとかを見て言っ たり、トイレはね、男の子が先なんだよとかいうことを平気で言ってくるんですよね。な ので、なかなか、小さい子をまとめるのは大変なのもわかるんですけれども、びっくりし ます。聞いてる私の方がびっくりすることが多かったりするところもあります。住んでい る場所が田舎でもあるというところもあるんですが、そういうところがまだまだあるとい うところも、言われてみてなるほどなっていうふうに感じさせられました。これからもい ろんな活動をさせていただきたいと思いますので、また何かありましたらご協力よろしく お願いいたします。どうもありがとうございました。
- **〇 岡田会長** どうもありがとうございました。会長を務めさせていただきました岡田です。 今日は特に、皆様から本当にたくさんの積極的な意見を賜りまして、助かりました。力に

なっています。私は、この会長をさせていただいた関係で、今北海道の総合開発委員会にもお声がけをいただきまして、そちらの委員にもなっているんですけれども、そちらでも、ジェンダーの視点を少しでも入れられるように発言等していきたいと思っております。また、こちらの審議会でも、私自身もいろいろ勉強になっておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。それでは、これで本日の議事は終了としたいと思いますので、進行を女性支援室の方にお返しいたします。

3 閉会

- 今田室長 岡田会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。現在の委員の皆様の審議会の開催は予定では今回で最後となります。くらし安全局長の佐藤から一言ごあいさつを申し上げます。
- 佐藤局長 皆様、大変お疲れ様でございました。たくさんのご意見ご要望等をいただき まして、新参ものの私といたしましては、聞いていたのと違うというのが本音の感想でご ざいますが、これまで自分の経験してきた条例設置の審議会というのはこういうものだと 認識しておりますので、たくさんのご意見、ご質問をいただいた中で、私どもの方がこう だったねというのを改めて認識して、じゃあこうしていこうというふうに進めていくこと がたくさん出て参ります。なかなか、皆様ご承知のとおり、進み方が一歩一歩というとこ ろで、先だってオンラインも含めてハイブリットセミナーをした際にご出席いただきまし た、講師の浜田敬子様というジャーナリストの方からも、「繰り返し繰り返し何度でも言 っていくのよ」という言葉を隣の席から私の方に励ましの言葉をいただいておりました。 行政庁としては、この男女平等参画の取組は、決してもう新しいものではございません。 局長として申し上げることではないんですが、私どもも気を引き締めて自治体を含め、民 間も含めてですね、出席している道職員も感じていると思いますが、最近の国の動きも随 分数字を持ってやっていこうというのが見えてきているところでございますので、今ここ に来ている関係部署とともに、私ども女性支援室での取組だけではなくて、庁内で取り組 んでいるところもあれば、外のところに働きかけをして進めていこうとしてくれていると ころもあります。全員で、今一度気を引き締めるだけではできないので、取組をどうやっ て進めていったら本当にやってもらえるのかというところを、お話もしながら或いは皆様 にご相談をしながら、着実に前に進んでいくようにさせていただきます。令和3年10月 から2年間この席で、男女平等参画につきまして、いろんなご意見と或いは言葉には出な い中で飲み込んでくださったご意見もあったかもしれません。私どもの方で引き続き、取 り組みを進めて参ります。どうぞこの後もご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。 本日はありがとうございました。
- **〇 今田室長** これをもちまして、令和5年度第1回北海道男女平等参画審議会を終了いた します。ありがとうございました。